**事前確認票〔技術の提供・貨物の輸出用〕**

※海外出張の場合は、旅費申請書提出による部局輸出管理責任者の事前確認でも可。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者（提供者/輸出者）氏名 |  |
| 所属・職位 |  |
| メールアドレス |  |

※申請者が複数予定されている場合は、該当者の氏名・役職を列記してください。

１．取引区分・類型

|  |  |
| --- | --- |
| 取引区分 | □共同研究　　　□受託研究　　　□研究成果提供　　　□学術交流協定　　　〔秘密保持契約（□あり　□なし）〕□会議等の出席・参加・主催　　　□外国出張　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取引類型 | □技術の提供　※該当する提供方法全てにチェック〔□指導・発表　　□意見交換　　□電話　　□電子メールの送信　　□インターネット経由のファイル交換　□共用データベースへの掲載　　□書面の送付　　□記録媒体の送付　　□マニュアル・図面・データ等の供与　□装置等の供与に伴う技術・プログラムの提供　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）〕□貨物の輸出　※該当する輸出内容にチェック　〔□試料・サンプルの送付　　□装置等の送付〔□自作品　□改造品　□購入品〕　　□その他　〕（　　　　　　　　）〕 |

２．相手先の情報

|  |  |
| --- | --- |
| 契約先 | 名称（英字）： |
| 所在地： |
| * □非居住者　　　　□特定類型該当者（□類型①　□類型②　□類型③）

　　　　　　　　　　該当性の根拠〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 |
| 貨物の需要者・技術の利用者等※代理人を含め複数予定されている場合は、全て記入してください | 名称（英字）： |
| 所在地： |
| * □非居住者　　　　□特定類型該当者（□類型①　□類型②　□類型③）

　　　　　　　　　　該当性の根拠〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 |
| 仕向地（国名） |  |
| 取引経路 | 　　　　　　　　　　　　　　　→　　　　　　　　　　　　　　　　　　　→ |
| 契約予定 | 年　　　　月　　　　日 | 取引予定期間 | 年　　月　　日　～　　　年　　月　　日 |

※　技術の提供かつ相手先が国内にいる場合のみ研究連携課担当者に確認の上、記入してください。また、特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみとなります。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。

３．技術・貨物の情報

※「提供技術・輸出貨物の名称及び仕様」及び「相手方の使用目的」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提供技術・輸出貨物の名称及び仕様 |  |
| 相手方の使用目的 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提供予定の技術又は輸出する貨物は、リスト規制対象品目に該当しますか？※「貨物・技術のマトリクス表」を参照のうえ、ご確認ください。 | □　はい | □　いいえ |
| 「はい」と回答した場合は、該当項番等をご記入ください。 |
| 「いいえ」と回答した場合は、その理由をご記入ください。* 当該技術が、「貨物・技術のマトリクス表」に記載されていない。
* 「貨物・技術のマトリクス表」に記載されているが、貨物等省令の定める仕様に該当しない。
* その他（以下に理由をご記載ください）
 |

４．相手先に関する懸念情報

※２の「相手先の情報」①契約先 ②貨物の需要者・技術の利用者等 ③該当性の根拠に記載した懸念情報

※該当する項目の□にチェックを入れてください

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 相手先は、懸念国、または国連武器禁輸国・地域ですか？※対象国については、経済産業省が公表する最新情報を担当課が本欄に記載する。 | □　はい | □　いいえ |
| ２ | 相手先は、外国ユーザーリストに掲載されている大学・企業・機関ですか？※対象国については、経済産業省が公表する最新情報を担当課が本欄に記載する。※詳しくは、経済産業省HPの[外国ユーザーリスト](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list)を参照してください。 | □　はい | □　いいえ |
| ３ | 相手先が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。 | □　はい | □　いいえ |
| ４ | 提供する技術又は輸出する貨物が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。 | □　はい | □　いいえ |
| ５ | 提供する技術又は輸出する貨物が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。 | □　はい | □　いいえ |
| ６ | 提供する技術又は輸出する貨物が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。 | □　はい | □　いいえ |
| ７ | その他、相手先や３の「技術・貨物の情報」に記載した「相手方の使用目的」について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載） | □　はい | □　いいえ |
|  | 上記７で「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。 |

※いずれかが「はい」の場合は、計画段階で部局輸出管理責任者又は輸出管理責任者に相談してください。

５．＜技術の提供の場合＞外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

|  |  |
| --- | --- |
| 公知の技術の提供である。 | □はい　　□いいえ |

※「公知の技術の提供」提供する技術に一部でも「公知の技術」以外のものが含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

|  |  |
| --- | --- |
| 基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。 | □はい　　□いいえ |

※「基礎科学分野の研究活動」提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

|  |  |
| --- | --- |
| 社会科学（人文科学）分野の研究活動である。 | □はい　　□いいえ |

※ 提供する技術は、社会科学（人文科学）の分野に関するものであり、安全輸出管理上、懸念すべき技術等は含まれない。

上記以外の例外規定を適用する場合は、本欄にその根拠を記載してください。

※「その他の例外規定」

|  |
| --- |
|  |

※疑義等がある場合は、部局輸出管理責任者又は輸出管理責任者に相談してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。□ 取引可□ 該非判定・取引審査の手続を要する

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部局輸出管理責任者 | 輸出管理責任者 | 受付（事務局） |
| 年　　月　　日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |

 |